

## 輸出酒類に係る証明書の発行手数料について

令和5年4月3日

酒類を輸出する際に、輸出先国の政府機関から求められる輸出証明書（輸出促進法第15条に基づき発行されるものをいう。）のうち、国が発行する輸出証明書については、令和2年に制定された輸出促進法及び同法施行規則に基づき、令和7年4月1日以降、申請1件あたり870円の発行手数料の納付を要することとされています。

現在、円滑な手数料納付のため、一元的な輸出証明書発給システム上での発行手数料オンライン納付機能の開発に向けた調整を行っており、詳細は決まり次第お知らせします。

（手数料の納付が必要となる証明書の種類）

- ・ブラジル向け輸出酒類に関する原産地証明等申請書
- ・オーストラリアに輸出するウイスキー等に関する貯蔵年数証明申請書

※ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制への対応として必要となる、製造日証明書、製造地証明書、放射性物質検査証明書については、手数料は不要とされています。

お問合せ先

**国税庁酒税課輸出促進室**

担当者：国際交渉2係

代表：03-3581-4161（内線3164）